

昭和三十五年七月十四日受領
答 弁 第 一 七 号

(質問の 一七)

内閣衆質三四第一七号

昭和三十五年七月十四日

内閣総理大臣 岸 信 介

衆議院議長 清 瀬 一 郎 殿

衆議院議員松平忠久君提出全国信用協同組合連合会並びに永代信用組合の不正事件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松平忠久君提出全国信用協同組合連合会並びに永代信用組合の不正事件に関する再質問に対する答弁書

1 東京都からの報告によれば、永代信用組合がその業務方法書に定める限度額を超過して貸し出している事例は若干認められるが、検査の結果知り得た貸出の一般的内容等につき公にすることは適当でないと考ええる。

2 東京都からの報告によれば、永代信用組合長山屋八万雄氏は若干の会社の役員を兼務しているが、このような個人的事項につき公にすることは適当でないと考ええる。

3 山屋八万雄理事長については、松澤隼人氏より東京地方検察庁に昭和三十五年六月一日付告発状が提出され、同地検において捜査中である。

4 昭和三十一年八月一日から昭和三十二年八月三十一日までの期間における永代信用組合の全

国信用協同組合連合会に対する預け金の残高等と同連合会の同組合からの預かり金の残高等の
不符合の有無については、例えば昭和三十五年六月三日答弁第一〇号第四項にも述べたよう
に、両者の帳簿上の金額が一致していなかつた事実がある。

右答弁する。